

千葉県院内感染対策地域支援ネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 本ネットワークは、千葉県健康福祉部から千葉大学医学部附属病院感染制御部への委託を受け、県内における院内感染対策を推進するため、院内感染に関する日常的な相談に応じるとともに、知識の普及啓発、情報の発信等を行い、もって医療安全さらに県民の感染症予防に寄与することを目的とする。

(協議会)

第2条 千葉県院内感染対策協議会（以下「協議会」という。）を置き、本ネットワークの事業を行う。

2 協議会は、本ネットワークの趣旨に賛同し参加を表明した機関及び個人によって構成される。

(幹事)

第3条 協議会は代表幹事により構成する。

2 代表幹事は20名以下とし、議長は千葉大学医学部附属病院感染制御部長とする。

3 代表幹事の任期は2年とし、再任は原則2期までとする。

4 協議会の開催は年2回を定例とし、その他必要に応じ議長が召集することができる。

5 協議会に顧問を置くことができる。なお顧問は代表幹事としての議決権は持たないものとする。

6 協議会に庶務幹事を若干名置くことができる。

7 代表幹事の選任について別に内規を定める。

(事務局)

第4条 協議会の事務局を千葉大学医学部附属病院感染制御部に置く。

(事業)

第5条 目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 地域の医療機関及び福祉施設等から院内感染対策（施設内感染対策等を含む。）に関する相談について応需する
- ② 地域において院内感染事例（アウトブレイク等）が発生した医療機関等に対し、必要に応じ対策の支援を行う。
- ③ 院内感染対策に関する知識の普及啓発のため研修会等を開催する。
- ④ 必要に応じ院内感染予防等に関する情報を収集し提供する。
- ⑤ 県内各地区における院内感染対策ネットワークの構築及び運営を支援する。
- ⑥ 院内感染対策の実践者を育成する。
- ⑦ その他、院内感染対策及び感染症予防に関する事業を行う。

(部会・ワーキンググループ等)

第6条 前項の事業を行うため、協議会に部会及びワーキンググループ等を置くことができる。

2 部会、ワーキンググループの設置は協議会で決める。

第7条 ここに定めるもののほか、必要な事項は協議会において定める。

附則

この要綱は平成 24 年 6 月 1 日より施行する。

平成 26 年 8 月 1 日改正

平成 29 年 6 月 3 日改正

令和 2 年 8 月 27 日改正

千葉県院内感染対策地域支援ネットワーク代表幹事選任内規

1. 千葉大学医学部附属病院感染制御部に所属する部長、及び専従看護師は代表幹事とする。
2. 国際医療福祉大学の大学若しくは附属病院の医師及び成田赤十字病院の医師は代表幹事とする。
3. 各地区の医師は協議会議長が選任する。地区は東葛北部、東葛南部、印旛・北総、南総、千葉に所在する病院の医師から選任する。
4. 次の所属もしくは職種については推薦を受け選任する。
 - 1) 千葉県保健所長会…1 名
 - 2) 千葉県歯科医師会…1 名
 - 3) 千葉県病院薬剤師会…1 名
 - 4) ICN ネットワーク CHIBA…2 名
 - 5) 千葉県臨床検査技師会…1 名
5. 事務局は協議会議長が選任する。
6. 設置要綱第 3 条第 3 項の規定は、本内規 4 項及び 5 項に挙げる代表幹事についてはこの限りでない。

附則

1. 令和 2 年 8 月 27 日から施行する

附則

1. 各地区の区割りは下記に示す各保健所管内とする。

地区名	各保健所管内
東葛北部	野田、松戸、柏市
東葛南部	市川、習志野、船橋市
印旛・北総	印旛、香取、海匝、山武
南 総	長生、夷隅、安房、君津、市原
千 葉	千葉市

2. 令和 6 年 5 月 10 日から施行する